



裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



A 通常は裁判の6週間前までには通知をします。

原則として期日の6週間前までに、また、審理の期間が通常よりも長くかかると考えられる事件については、8週間程度前までにはお知らせする予定です。また、このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからどの程度の期間務めていただくか(職務従事予定期間)を記載します。

